

令和8年度市内企業イノベーション創出支援事業運営業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 経商産政委第3号 市内企業イノベーション創出支援事業運営業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の目的

近年、テクノロジーの急速な発展や物価高騰、人手不足等の経営環境の変化の中で、地域企業の生産性向上や競争力強化を支援し、持続的な地域経済の成長を実現するためには、先進的な技術等を活用したビジネスモデルの変革や新規事業開発等のイノベーション創出を促進する取組を支援する必要がある。

こうしたことから、本市では、市内企業と革新的な技術やビジネスモデルを有するスタートアップ等との協業による新商品・サービスや新しいビジネスモデルなどの新規事業の開発や経営課題を解決するため、専門家による伴走支援や実証に要する費用に対して実証支援補助金の交付などの支援を行う。

事業目標	・プログラムへの応募： 20社程度 ・実証事業の実施： 15社程度
------	--

3 業務概要

市内企業とスタートアップ等との協業による新規事業開発や経営課題の解決を支援し、実証事業を通じて事業化を目指すプログラムを運営する。

- (1) 本業務の企画・運営、全体マネジメント
- (2) プログラムに応募する市内企業の募集
- (3) 実践セミナーの実施
- (4) 事前伴走支援・審査会の実施
- (5) プログラム採択企業への伴走支援
 - ①協業内容の具体化に向けた支援
 - ②スタートアップ等とのマッチングなど
 - ③実証事業の伴走支援など
- (6) 本業務の情報発信、広報
- (7) 成果報告の実施

【実証支援補助金】令和8年度当初予算における予算総額 42,000 千円

- ①戦略的産業に属する企業：最大 340 万円、補助率 2/3
- ②その他企業：最大 250 万円、補助率 1/2

※実証支援補助金は委託者から交付するため、委託金額に含まない。

4 事業運営イメージ及びスケジュール（想定）

	プログラム運営・伴走支援	その他業務
5月	契約	
6月～	【プログラム開始】 <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムに応募する市内企業の募集 ・プログラム事前説明会 ・実践セミナーの実施 ・事前伴走支援の実施 	募集ページ作成 情報発信開始
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会（プログラム採択企業 15社程度の決定） ・協業内容の設定支援 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ等とのマッチング 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会 ・実証事業を通じた試作品等の開発支援、市場検証の支援など（実証支援補助金による支援） 	実証事業の情報発信
翌3月	成果報告会	

【補足】

- ・プログラム : プログラム事前説明会から成果報告会までの一連の運営事業をいう。
- ・プログラム採択企業 : 審査会によりプログラムに採択することを決定した企業をいう。採択企業は、専門家による事業内容のブラッシュアップやスタートアップ等とのマッチング支援、実証事業に対する実証支援補助金を活用し、新規事業や経営課題の解決に取り組む。

5 業務内容

(1) 本業務の企画・運営、全体マネジメント

①企画・運営

- ・本業務の目的達成を達成するため、統括責任者及び必要な人員を配置し、円滑な業務遂行及び進行管理を行うこと。
- ・事前伴走支援及びプログラム採択企業を伴走支援を実施する人員は、企業とスタートアップ等との協業や新規事業開発を支援した経験があること。
- ・本業務の目標達成に向け、委託者と連携のもと、必要に応じて関係機関に対し、情報提供を行い、助言・協力を求めること。
- ・その他、本業務の目的達成、及び関連する事業の相乗的な成果の創出に向け、委託者との協議・調整の上、必要とされる業務を実施すること。

②全体マネジメント

- ・本業務が効率的に遂行できるよう、委託者と協議・調整の上、業務内容ごとでスケジュールを設定・作成し、業務の開始前に委託者へ提出すること。
- ・本業務の目的及び事業目標を達成するため、業務内容ごとの進捗目標を設定する等、事業の進捗を図れるようにし、定期的に委託者に進捗状況を報告すること。
- ・本業務の目的達成に向け、委託者と連携のもと、必要に応じて関係機関に対し、情報提供を行い、助言・協力を求めること。
- ・その他、本業務の目的達成、及び関連する事業の相乗的な成果の創出に向け、委託

者との協議・調整の上、必要とされる業務を実施すること。

(2) プログラムに応募する市内企業の募集

- ・募集は委託者と協力して行うこと。
- ・募集の際には、ウェブサイト、SNS、広告、DM、リーフレット、其他媒体を活用した効果的な広報や各種イベント等の促進企画を実施すること。
- ・市内企業の事業内容、経営課題、オープンイノベーションへの関心等を踏まえ、スタートアップ等との協業に取り組む意欲及び適性のある市内企業を把握し、応募を促すこと。
- ・特に、本市の第5次総合計画に掲げる戦略産業（製造業、海洋産業、食品・ウェルネス産業、模型産業、クリエイティブ産業、物流産業、グリーン産業、観光産業）に属する市内企業や、事業承継前後の後継者に対し、積極的な応募を促すこと。
- ・募集要領は、委託者の素案を基に協議の上決定すること。
- ・募集期間にプログラム説明会を1回以上開催し、プログラム全体の説明や活用可能な支援内容の説明を行うこと。併せて、スタートアップ等との協業の有効性や必要性への理解を深め、オープンイノベーションへの関心やプログラムへの参加意欲を高める内容とすること。
- ・説明会に参加できなかった企業が後日確認できるよう、アーカイブ動画及び説明会で使用した資料をウェブページに掲載すること。

(3) 実践セミナーの実施

- ・スタートアップ等との協業による新規事業開発等の有効性や必要性への理解を深めることを目的として、プログラムへの応募企業及び応募を検討する企業を対象に全4回程度実施すること。
- ・実践セミナーは、スタートアップ等との協業による新規事業開発等に関する知識・ノウハウを習得できる内容とすること。併せて、事業承継前後の後継者が自社の経営資源を活用した新規事業開発に取り組む際に必要なノウハウを習得できる内容も含めること。
- ・スタートアップ等との協業の有効性や必要性への理解を深め、新規事業開発等に必要のプロセスを適切に伝えられる知見や実績を有する講師を選定すること。
- ・実践セミナーを受講したプログラムへの応募を検討する企業に対し、積極的に応募を促すこと。
- ・オンラインやアーカイブ動画の配信を含め、多くの企業が受講しやすい実施方法を検討すること。
- ・募集の際には、ウェブサイト、SNS、広告、DM、リーフレット、其他媒体を活用した効果的な広報や各種イベント等の促進企画を実施すること。

(4) 事前伴走支援・審査会の実施

①事前伴走支援

- ・プログラムへの応募企業や応募を検討する企業に対し、事業アイデアをブラッシュアップするための伴走支援を行うこと。
なお、応募を検討する企業に対しては、プログラムへの応募を促すこと。
- ・伴走支援は、事業アイデアの検証や、顧客課題実証（Customer Problem Fit）など、事業の実現可能性や持続可能性、スタートアップ等との協業の可能性を高めるため

の支援を行うこと。加えて、プログラムへの応募企業が審査会において使用する事業説明資料の作成を支援すること

②審査会

- ・プレゼンテーション形式による審査会（非公開）を実施し、プログラム採択企業を15社程度決定すること。
- ・審査会では、事業アイデアの新規性や実現可能性、持続可能性、スタートアップ等との協業の可能性などを適切に審査できる3名以上の審査員を置くこと。
- ・審査会は、市内の会場又はオンラインにより実施すること。
- ・審査会に向けてプログラムへの応募企業が使用するプレゼンテーションの資料の標準様式を用意すること。
- ・プログラム採択企業の決定にあたっては、実証支援補助金の予算措置の状況を踏まえて、委託者と協議した上で決定すること。

(5) プログラム採択企業への伴走支援

①協業内容の具体化に向けた支援

事前伴走支援で実施した内容に加えて、プログラム採択企業の解決すべき課題や活用可能な経営資源、予算、実証事業で取り組む内容などを整理し、スタートアップ等とマッチングしやすいように協業内容の具体化を図ること。

②スタートアップ等とのマッチングなど

ア スタートアップ等とのマッチング

- ・プログラム採択企業と、当該企業が協業先に求める技術やサービス等を有するスタートアップ等をマッチングすること。
- ・マッチングするスタートアップ等は、既に売上を計上している又は技術検証を終えている技術やサービス等を有する企業とする。
- ・プログラム採択企業が協業先を決定する際に比較検討できる十分な数のスタートアップ等を集めること。
- ・プログラム採択企業と協業するスタートアップ等の決定は、プログラム採択企業が受託者と委託者の助言を得て、書類及び面談により決定すること。
- ・面談の前に協業候補のスタートアップ等が有する技術やサービスの詳細、実績等を調査の上、審査・決定に必要な資料を作成し、事前に当該企業及び委託者に説明すること。

イ 中間報告会の実施

- ・プログラム採択企業が協業するスタートアップ等と共に取り組む実証事業の内容を広く発信することや、本事業の認知拡大、スタートアップ等との協業の機運の醸成を図ることを趣旨として、適切な時期に中間報告会を開催すること。

③実証事業の伴走支援など

ア 実証事業の伴走支援

- ・プログラム採択企業とスタートアップ等との協業による実証事業の伴走支援を行うこと。
- ・協業による実証事業の伴走支援は、実証事業の計画策定や進捗管理、ソリューション実証（Problem Solution Fit）、課題の整理などの効果的な実証事業に向けた支援を行うこと。

- ・プログラム採択企業が行う実証支援補助金の申請から実績報告書の提出までを支援すること。
- ・実証支援補助金に関する資料の作成支援にあたっては、委託者と調整しながら行うこと。

イ 次年度以降の自走化に向けた支援

- ・プログラム終了後も事業継続が図れるよう社内調整の支援や支援機関との連携など必要な支援を行うこと。

(6) 本業務の情報発信、広報

① ウェブサイトの作成と運用

- ・本事業全体を紹介するウェブサイト (<https://open.innovation.startup.shizuoka.jp/>) を運用し、本事業について広く周知すること。また、SNSなどのメディアプラットフォームの活用により、定期的な情報発信に努めること。
- ・本業務において運用するウェブサイトやSNSアカウント等は、委託期間終了後も引き続き委託者により運用されることを前提とし、ウェブサイトのドメイン名やSNSアカウント等の移管、アーカイブ等の円滑な事務引継ぎに必要な措置について、委託者と調整のうえ指示に従い実施すること。

② 定期的な情報発信

ウェブサイトやSNS等に、以下の内容を掲載すること。

- ・本事業の趣旨
- ・プログラム事前説明会及び実践セミナーに関する情報
- ・プログラムの概要、スケジュール、募集要項など
- ・プログラム採択企業の紹介
- ・プログラム採択企業の進捗状況及びその成果
- ・本事業に関する各種告知・情報発信
- ・その他、本業務の効果的な実施に必要な事項

(7) 成果報告の実施

① 事業総括・成果報告資料の作成

- ・本業務の全体総括とプログラムごとの実施内容・成果について、プログラム採択企業と内容を調整のうえ報告資料を作成し、データとともに委託者に提出すること。
- ・報告資料は、ウェブサイトへの掲載と庁内・関係者への事例共有に利用するため、本事業の周知・広報に効果的に活用できるよう、簡潔に分かりやすくまとめ、見やすいデザインにすること（A4 横または 16:9、2 ページ程度を想定）。ただし、その内容及び形式は、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。
- ・報告資料と別に、取組内容を紹介する展示用のパネルを作成すること。

② 成果報告会の開催

- ・プログラム採択企業が取り組んだ実証事業の内容を広く発信することや、本事業の認知拡大、スタートアップ等との協業の機運の醸成を図ることを趣旨として、成果報告会を開催すること。
- ・プログラム採択企業及び令和7年度のプログラムで採択した企業が取り組む事業を中心に成果報告会を開催すること。

(8) その他

- ・仕様書に定める業務を効果的かつ円滑に実施するために必要となる業務を行うこと。
- ・本事業における各種打合せのため、委託者が管理可能なオンラインミーティングツール（Zoom 等）の有料版アカウントを必要に応じて取得すること。

6 留意事項

- (1) 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。
なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合であっても同様とする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、委託者と協議のもと、本市のスタートアップ関連事業や静岡市コ・クリエーションスペース運営事業等の委託者が別に実施する事業や県内のスタートアップ関連事業との連携に努めること。
- (3) プログラムに不採択となった企業が希望する場合は、委託者と協議の上、静岡市が運営するコ・クリエーションスペースの運営事業者と共有し、継続支援につなげること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、委託者と協議のもと、静岡県等が主催する TECH BEAT Shizuoka との連携に努めること。また、本業務の中でスタートアップから資金提供支援を求められた場合、「スタートアップエコシステムの構築に向けた資金支援等に関する連携協定」に基づく支援を受けられるよう委託者に繋ぐこと。
- (5) 集客を伴うイベント・セミナー等の実施にあたっては、企画・登壇者の確保、広報・集客、当日の運営、配布資料制作、謝礼金・会場費・機材等の費用負担及び支払い等、必要な一連の業務を実施すること。また、オンライン配信の併用やアーカイブ配信を活用し、参加者数の増加につなげること。
- (6) 受託者は、主たる業務を再委託することはできない（ここでいう主たる業務とは、5 業務内容の（1）～（2）及び（4）～（5）とする。）。なお、主たる業務を除き業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、委託者の了解を得なければならない。
- (7) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲において仕様変更に応じること。
- (8) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報及び秘密について、第三者に漏洩してはならず、自己の利益に決して利用しないこと。
- (9) 本業務により作成した成果品及びその著作権、使用权等の諸権利は、データを含めて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用しないこと。
- (10) 業務実施に際し、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受託者の責任において処理するものとする。

- (11) 業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。
- (12) 本業務は、内閣府の地域未来交付金を利用するものである。本委託業務完了後、本業務にかかる会計帳簿及び証拠書類を、市または会計監査部署等の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるように5年間保存すること。

7 その他

(1) 業務の履行

- ・本業務の実施に当たっては、労働関係諸法その他各種関係法令等を遵守すること。
- ・受託者は、委託者と適宜、連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。
- ・受託者は、疑義や事故等が発生した場合は、速やかに委託者に報告・協議して適切な対応をとること。

(2) 業務の報告

受託者は、業務完了後、仕様に基づく業務完了報告書を磁気記録媒体等により速やかに委託者に提出すること。

なお、その内容は、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。

(3) その他

本仕様書に定めのない事項は、市と受託者の協議により定めるものとする。